

第2章

障害者と障害者施策の現状

計画の基本的事項
第1章

第2章

計画の全体像
第3章

計画の推進体制
第4章

重点施策
第5章

基本施策
第6章

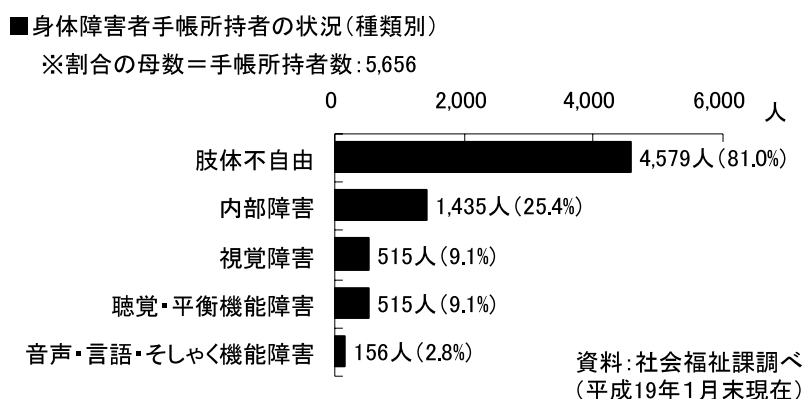
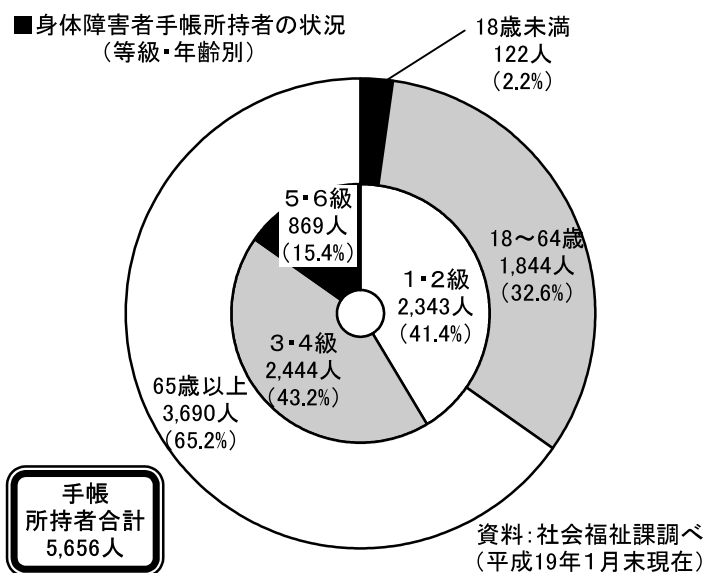
障害福祉計画
第7章

資料編
第8章

1 身体障害者の状況

平成19年1月末現在の身体障害者手帳所持者は、5,656人で、そのうち1・2級が2,343人、3・4級が2,444人、5・6級が869人となっています。また、65歳以上の人が半数以上を占めています。

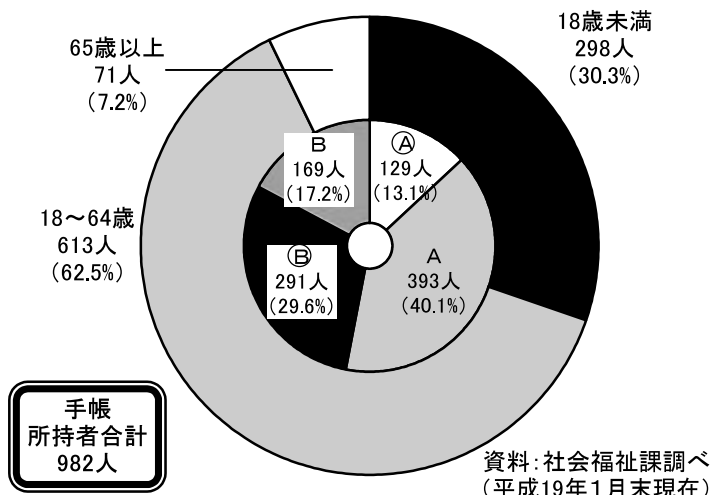
障害の種類別では、肢体不自由の手帳所持者が81.0%と最も多く、以下、内部障害25.4%、視覚障害9.1%、聴覚・平衡機能障害9.1%、音声・言語・そしゃく機能障害2.8%が続いています。なお、1人が2つ以上の種類の異なる障害の手帳を所持している場合がありますので、手帳所持者数と障害種類別人数は一致しません。



2 知的障害者の状況

平成 19 年 1 月末現在の療育手帳所持者は 982 人で、そのうち、等級の㉠が 129 人、A が 393 人、㉡が 291 人、B が 169 人となっています。㉠と A の手帳所持者の合計は約 5 割となっています。また、18 歳未満が約 3 割を占めています。

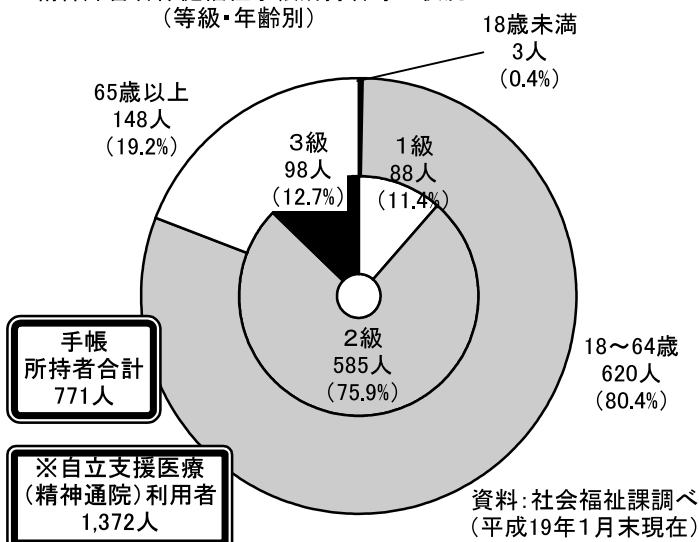
■療育手帳所持者の状況
(等級・年齢別)



3 精神障害者の状況

平成 19 年 1 月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 771 人で、そのうち 1 級が 88 人、2 級が 585 人、3 級が 98 人となっています。2 級が手帳所持者が多く、75.9%を占めています。また、自立支援医療の利用者は 1,372 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況
(等級・年齢別)



4 その他の対象者の状況

(1) 発達障害に関する相談件数

■東広島市内在住者の相談件数 単位：人

年度	実人数	延人数
平成 17 年度 (10～3月)	31	132
平成 18 年度 (4～1月)	59	158

資料：広島県発達障害者支援センター調べ

(2) 高次脳機能障害に関する相談件数

■東広島市内在住者の相談件数 単位：人

年度	実人数	延人数
平成 16 年度	28	133
平成 17 年度	31	149
平成 18 年度 (4～1月)	47	198

資料：広島県高次脳機能センター調べ

(3) 難病患者の状況

■東広島市内在住者の状況 単位：件

特定疾患治療研究事業の承認件数	658
小児特定疾患治療研究事業の承認件数	231

資料：広島県東広島地域保健所調べ
平成 18 年 3 月 31 日現在

5 サービス利用の状況

※各項目は、各年 4 月利用分

※資料：社会福祉課調べ

(1) 居宅サービス

単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
平成 17 年	177	197	34	171
平成 18 年	187	202	39	190

① 居宅介護

単位：人（時間）

	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児
平成 17 年	49 (1,222)	27 (421)	34	21 (336)
平成 18 年	69 (1,798)	19 (356)	15 (146)	25 (335)

② 外出支援

単位：人（時間）

	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児
平成 17 年	24 (514)	32 (460)	0	20 (207)
平成 18 年	22 (365)	31 (359)	1 (4)	21 (210)

③ デイサービス

単位：日

	身体 障害者	知的 障害者	障害児
平成 17 年	380	160	160
平成 18 年	279	379	144

④ ショートステイ

単位：件

	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児
平成 17 年	131	233	0	320
平成 18 年	37	206	0	298

(2) グループホーム

単位：人

	知的障害者	精神障害者
平成 17 年	27	9
平成 18 年	26	9

(3) 施設サービス

単位：人

		身体障害者	知的障害者
市内入所施設	平成 17 年	41	51
	平成 18 年	47	53
市外入所施設	平成 17 年	36	52
	平成 18 年	37	55
市内通所施設	平成 17 年	23	135
	平成 18 年	29	132
市外通所施設	平成 17 年	2	11
	平成 18 年	2	11

6 市内のサービス資源の状況（施設・事業所等）

東広島市は、広島県の障害保健福祉圏域の中では、広島中央圏域に位置づけられ、その中核都市として、さまざまなサービス資源が比較的集中している状況にあります。

しかしながら、市全域を地域別、さらには障害の種類別にサービスを見たとき、サービス資源にばらつきがあります。障害者自立支援法に基づくサービスの新体系への移行の中で、自立支援給付・地域生活支援事業・その他の※インフォーマルサービスなどの組み合わせを想定しながら、地域のニーズに応じ、バランスのとれたサービス提供基盤の整備を促進していく必要があります。

インフォーマルサービス：近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

対象: □身体障害者 △知的障害者 ★精神障害者 ○障害児 ※その他
(数) (19) (28) (15) (18) (7)

※平成 18 年 5 月現在の状況

福富地域

△知的障害者グループホーム 2

豊栄地域

★精神障害者就労促進事業所 1

志和地域

△知的障害者更生施設 1
△知的障害者短期入所 1
○児童短期入所 1

河内地域

□身体障害者居宅介護 1
△知的障害者グループホーム 1
★心身障害者就労促進事業所 1

八本松地域

□身体障害者療護施設 1
□身体障害者居宅介護 2
□身体障害者短期入所 2
□身体障害者デイサービス 1
△知的障害者更生施設 1
△知的障害者授産施設 1
△知的障害者居宅介護 2
△知的障害者短期入所 3
△知的障害者デイサービス 2
△知的障害者グループホーム 1
★精神障害者居宅介護 1
○重症心身障害児施設 1
○児童居宅介護 2
○児童短期入所 4
○児童デイサービス 3
○重症心身障害児通園施設 1
※養護学校 1

高屋地域

□身体障害者居宅介護 3
△知的障害者更生施設 1
△知的障害者授産施設 1
△知的障害者居宅介護 1
△知的障害者短期入所 2
△知的障害者デイサービス 1
△知的障害者グループホーム 6
★精神障害者通所授産施設 1
★精神障害者地域生活支援センター 1
★精神障害者居宅介護 1
○児童居宅介護 1
○児童短期入所 2

安芸津地域

□身体障害者居宅介護 1
△知的障害者通所授産施設 1
△知的障害者居宅介護 1
★ソーシャルクラブ 1
○児童居宅介護 1

黒瀬地域

□身体障害者入所授産施設 1
□身体障害者居宅介護 2
□身体障害者デイサービス 1
△知的障害者授産施設 1
△知的障害者居宅介護 2
△知的障害者短期入所 1
△知的障害者デイサービス 2
△知的障害者グループホーム 1
★精神障害者就労促進事業所 1
★精神病床を有する病院 1
★精神障害者居宅介護 1
★ソーシャルクラブ 1
○重症心身障害児施設 1
○児童居宅介護 2
○児童短期入所 1
○児童デイサービス 1
※心身障害者就労促進事業所 1
※養護学校 1

西条地域

□肢体不自由者更生施設 2
□内部障害者更生施設 1
□身体障害者通所授産施設 1
□身体障害者福祉ホーム 1
□身体障害者福祉センターA 型 1
□身体障害者福祉センターB 型 1
□身体障害者居宅介護 9
□身体障害者短期入所 2
□身体障害者デイサービス 1
△知的障害者更生施設 1
△知的障害者授産施設 1
△知的障害者居宅介護 7
△知的障害者短期入所 3
△知的障害者グループホーム 1
★精神障害者福祉ホーム B 型 1
★精神病床を有する病院 2
★精神障害者居宅介護 2
★精神障害者グループホーム 1
○肢体不自由児施設 1
○知的障害児施設 1
○重症心身障害児施設 1
○児童居宅介護 7
○児童短期入所 3
※心身障害者就労促進事業所 1
※障害者生活支援事業所 1
※障害児者地域療育等支援事業所 1
※養護学校 1